

議案第48号

控訴の提起について（追認）

次のとおり広島高等裁判所岡山支部へ控訴の提起を行ったことについて、追認を求める。

記

1 被控訴人

合同会社 西正屋

2 事件の概要

被控訴人が、自己所有地と隣接する市所有地との間で境界の位置に争いがあるとして、その境界の確定を求めるとともに、所有権が被控訴人にあることの確認を求める訴えを岡山地方裁判所倉敷支部に提起していたものである。

3 原審の概要

(1) 事件番号及び事件名

令和4年（ワ）第23号 境界確定等請求事件

(2) 原告

合同会社 西正屋

(3) 被告

総社市

(4) 判決日

令和6年2月29日

(5) 判決の内容

- ア 土地の境界は被告（控訴人）の主張する線であることを確定する。
- イ 土地の所有権は原告（被控訴人）が有することを確認する。
- ウ 訴訟費用は、これを2分し、その1を控訴人の、その余を被控訴人の負担とする。

4 控訴の趣旨

- (1) 原判決のうち、控訴人の敗訴部分を取消す。
- (2) 被控訴人の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は、第1審および控訴審を通じ被控訴人の負担とする。

5 本件に関する取扱い

- (1) 判決の結果、必要があるときは上告するものとする。

令和6年6月14日提出

総社市長 片岡 聡 一

提案理由

令和4年（ワ）第23号境界確定等請求事件に係る控訴の提起を行ったことについて、広島高等裁判所岡山支部からの要請により、控訴人訴訟代理人弁護士との協議の結果、地方自治法第96条第1項の規定に基づき、市議会の議決を得ようとするものである。